

社会福祉法人イエス団定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、キリスト精神にあつて、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

[1] 第1種社会福祉事業

- (1) 乳児院施設の経営
- (2) 特別養護老人ホームの経営
- (3) 児童養護施設の経営

[2] 第2種社会福祉事業

- (1) 保育所の経営
- (2) 隣保事業の経営
- (3) 児童厚生施設の経営
- (4) 障害福祉サービス事業の経営
- (5) 移動支援事業の経営
- (6) 老人デイサービス事業の経営
- (7) 老人短期入所事業の経営
- (8) 老人介護支援センター運営事業の経営
- (9) 老人居宅介護等事業の経営
- (10) 老人デイサービスセンターの経営
- (11) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (12) 一時預かり事業の経営
- (13) 放課後児童健全育成事業の経営
- (14) 子育て短期支援事業の経営
- (15) 障害児通所支援事業の経営
- (16) 一般相談支援事業の経営
- (17) 特定相談支援事業の経営
- (18) 障害児相談支援事業の経営
- (19) 小規模住居型児童養育事業の経営
- (20) 病児保育事業の経営
- (21) 幼保連携型認定こども園の経営
- (22) 子育て援助活動支援事業の経営
- (23) 地域子育て支援拠点事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人イエス団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金を福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を兵庫県神戸市中央区吾妻通5丁目2番20号(賀川記念館)に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名以上2名以内の合計3名以上4名以内で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の

任期の満了する時までとすることができる。

- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員は無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
 - (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
 - (12) 解散
 - (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上11名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。
 - 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
 - 5 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 3 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、定款別表に記載する財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業及び第41条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに定款別表に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、兵庫県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、兵庫県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に関する議決権の行使)

第39条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 保育事業
- (2) 居宅介護支援事業

- (3) 診療所の経営
 - (4) 高齢者公営住宅生活援助員等派遣事業（神戸市）の経営
 - (5) 地域包括支援センターの経営
 - (6) サービス付き高齢者向け住宅の経営
 - (7) 日中一時支援事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 賀川記念館賃貸事業
- (2) くずは光の子保育園サッカー事業
- (3) 豊島神愛館賃貸事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第42条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、兵庫県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を

受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を兵庫県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人イエス団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 賀川豊彦

理 事 賀川ハル 杉山元治郎 小泉秀吉 吉田源治郎

武内勝 金田弘義 芝ヤヘ 本多健太郎

監 事 田中俊介 大川拓

附 則

この定款は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、2019年11月25日から施行する。

附 則

この定款は、2020年12月2日から施行する。

定 款 別 表

定款第31条第2項による基本財産は次のとおりである。

1 土地

1. 豊島神愛館

香川県小豆郡土庄町豊島

家浦字虻

41番2	山林	543.00m ²
39番	山林	19413.00m ²
43番1	山林	58777.00m ²
43番24	山林	191.00m ²
68番3	山林	405.00m ²

唐櫃字虻

9番1	山林	4110.00m ²
9番6	山林	503.00m ²
10番1	山林	8608.00m ²
10番5	山林	5881.00m ²
31番	山林	2245.00m ²

唐櫃字寒田

101番1	山林	6541.00m ²
101番3	山林	815.00m ²
101番4	畑	105.00m ²
101番10	山林	2961.00m ²
109番5	山林	1273.00m ²
117番1	山林	5654.00m ²
117番6	山林	657.00m ²
141番1	山林	3067.00m ²
176番1	山林	4369.00m ²

唐櫃字尾上

1573番2	山林	13529.00m ²
1628番1	山林	25679.00m ²

2. 豊島ナオミ荘

香川県小豆郡土庄町豊島家浦字虻

43番10	宅地	443.63m ²
43番6	宅地	148.26m ²
43番37	宅地	3464.67m ²

3. 馬見労務保育園

奈良県北葛城郡広陵町大字

疋相字フリ山	218番3	宅地	62.80m ²
堂ノ前	217番4	宅地	52.89m ²
平尾字北浦谷	609番2	宅地	19.83m ²
	609番1	宅地	495.86m ²
	546番1	宅地	422.24m ²
	608番3	宅地	247.93m ²
	610番7	雑種地	12.78m ²
	607番	宅地	738.90m ²

4. 聖浄保育園

大阪市生野区舍利寺3丁目

58番	宅地	359.27m ²
59番1	宅地	280.99m ²
59番2	宅地	165.28m ²
59番3	宅地	119.00m ²
59番4	宅地	231.40m ²
60番	宅地	357.02m ²

5. 天使保育園・天使ベビーセンター・四貫島友隣館
 大阪市此花区春日出中1丁目
 8番4 宅地 867.20㎡
 8番5 宅地 355.14㎡
 8番53 宅地 99.17㎡
6. 一麦保育園
 西宮市高木東町
 552番 宅地 1909.48㎡
7. 神視保育園
 神戸市長田区三番町4丁目
 8番3 宅地 61.98㎡
 10番1 宅地 1118.74㎡
8. 愛之園保育園
 和歌山県日高郡みなべ町埴田字磯崎
 1695番 宅地 525.61㎡
 1696番 宅地 575.20㎡
 1696番1 山林 99.00㎡
 1690番5 宅地 195.84㎡
 1695番1 山林 66.00㎡
9. 光の子保育園
 徳島県名西郡石井町石井字石井
 556番5 宅地 787.85㎡
 514番5 雑種地 167.00㎡
10. くずは光の子保育園
 枚方市楠葉朝日1丁目
 48番43 宅地 1271.78㎡
11. ぶどうの木保育園
 八幡市男山美桜6番5 宅地 2110.50㎡
12. 友愛幼児園・賀川記念館
 神戸市中央区吾妻通5丁目
 312番 宅地 1111.53㎡
13. ガーデンエル・ガーデンロイ
 東大阪市上四条町
 2206番 雑種地 661㎡
 2207番 宅地 2118㎡
 2223番 宅地 151.62㎡
 2224番 宅地 194.73㎡
 2225番 宅地 521.72㎡
14. 真愛くもちホーム
 神戸市中央区熊内町5丁目
 10番2 宅地 294.08㎡
 10番3 宅地 496.03㎡
15. ファミリーホームハンナ
 大阪府東大阪市上四条町
 1166番1 宅地 204.95㎡
 1166番2 宅地 44.52㎡
 1166番8 宅地 59.73㎡

16. かがわ子ども子育て支援センター

香川県坂出市中央町

169番1 宅地2802.67㎡

2 建物

1. 豊島ナオミ荘

香川県小豆郡土庄町豊島家浦字蛇43番地37、43番地10 家屋番号 43番37

老人ホーム 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根スレート葺地下1階付平家建 1073.27㎡

2. ガーデン天使

大阪市此花区島屋4丁目21番地9

家屋番号 21番9

主 老人ホーム 鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺5階建 3519.92㎡

符1 物置 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 11.04㎡

3. 神戸高齢者総合ケアセンター真愛

神戸市中央区日暮通5丁目342番地

家屋番号 日暮通5丁目342番の1

老人ホーム 鉄骨鉄筋コンクリート造6階建

11253.84㎡(持分12223258分の1734792)

4. 馬見労務保育園

奈良県北葛城郡広陵町大字平尾607番地、546番地1、604番地1、608番地3、609番地1、609番地2、546番地1先水路

奈良県北葛城郡広陵町大字疋相217番地4、218番地3

家屋番号 607番

主 保育所 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 1069.96㎡

符1 倉庫 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 24.93㎡

奈良県北葛城郡広陵町大字平尾608番地3、609番地1、609番地2

奈良県北葛城郡広陵町大字疋相217番地4、218番地3

家屋番号 609番1

主 遊戯室・給食室 鉄骨造スレート葺2階建 366.58㎡

符1 物置 ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 4.64㎡

5. 聖浄保育園

大阪市生野区舍利寺3丁目58番地、59番地2、59番地3、59番地4、60番地 所在

家屋番号 舍利寺3丁目58番の4

保育所 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 915.66㎡

6. 天使保育園

大阪市此花区春日出中1丁目8番地4、8番地5、8番地6

家屋番号 春日出中1丁目8番4の2

主 保育所 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 869.24㎡

符1 放送室 鉄筋コンクリート造平家建 4.53㎡

7. 天使虹の園

大阪市此花区春日出北1丁目9番地15

家屋番号 9番15の2

保育所 鉄筋コンクリート造鋼板ぶき陸屋根 2階建 499.99㎡

8. 一麦保育園

西宮市高木東町552番地

家屋番号 552番の1

主 園舎 鉄筋コンクリート造陸屋根スレート葺 2階建 934.81㎡

符1 便所・倉庫 木造スレート葺平家建 21.62㎡

9. 神視保育園

神戸市長田区三番町4丁目10番地1、8番地3
家屋番号 10番1の1
保育園 鉄筋コンクリート造スレート葺・陸屋根
3階建 1154. 27㎡

10. 愛之園保育園

和歌山県日高郡みなべ町埴田字磯崎
1696番地 家屋番号 1696番の1
居宅 木造瓦葺平家建 77. 05㎡
1696番地、1695番地 家屋番号1696番の2
保育所 鉄筋コンクリート造スレート葺2階建 441. 50㎡

11. 光の子保育園

徳島県名西郡石井町石井字石井
556番地5、556番地7 家屋番号 556番5
保育所 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
173. 60㎡
556番地5 家屋番号 556番5の2
園舎 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 379. 99㎡
556番地5 家屋番号 556番5の3
園舎 鉄骨造陸屋根2階建 159. 02㎡

12. 桃陵乳児保育園

京都市伏見区西奉行町1番地1
家屋番号 1番1
保育所 鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根・ルーフィング葺2階建 573. 44㎡

13. 天使ベビーセンター

大阪市此花区春日出中1丁目8番地4、8番地5、8番地6
家屋番号 春日出中1丁目8番5
保育所 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 782. 90㎡

14. くずは光の子保育園

枚方市楠葉朝日1丁目48番地43
家屋番号 48番43
保育園 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 898. 00㎡

15. 野の百合保育園

京都市伏見区向島二ノ丸町151番地34
家屋番号 151番34の1
保育所 鉄骨造スレート葺平家建 820. 15㎡

16. 空の鳥幼児園・愛隣館研修センター

京都市伏見区向島二ノ丸町151番地34
家屋番号 151番34の2
福祉会館 鉄筋コンクリート、鉄骨造陸屋根、
垂鉛メッキ鋼板葺3階建 907. 69㎡

17. 野の百合保育園・空の鳥幼児園

京都市伏見区向島二ノ丸町151番地34
家屋番号 151番34の3
教室 木造スレート葺2階建 160. 01㎡

18. みどり野保育園

尼崎市東難波町1丁目30番地2
家屋番号 30番2
保育所 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 430. 47㎡

19. 四貫島友隣館
大阪市此花区春日出中1丁目8番地4
家屋番号 8番4の1
保育所 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 3階建 299.92㎡
20. 友愛幼稚園・賀川記念館
神戸市中央区吾妻通5丁目312番地 所在
鉄筋コンクリート造陸屋根・スレートぶき5階建 2293.82㎡の内1749.32㎡
21. 東川崎高齢者ケアセンター真愛
神戸市中央区東川崎町6丁目1番地12
家屋番号 1番12
デイサービスセンター 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺・陸屋根2階建 327.11㎡
22. 小規模多機能型居宅介護 ゆうき
神戸市中央区東川崎町7丁目21番地8
家屋番号 21番8
老人福祉施設 鉄骨造ルーフィングぶき3階建 178.10㎡
23. 宇山光の子保育園
枚方市宇山東町89番地1
家屋番号 89番1
園舎 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 700.05㎡
家屋番号 89番1の2
園舎 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 59.62㎡
24. 桃陵保育園
京都市伏見区桃陵町4番地
家屋番号 4番
保育所 鉄骨造合金メッキ鋼板・ルーフィングぶき2階建 671.83㎡
25. 真愛くもちホーム
神戸市中央区熊内町5丁目10番地2、10番地3
家屋番号 10番3の2
老人ホーム 鉄骨造陸屋根3階建 1189.78㎡
26. ファミリーホームハンナ
大阪府東大阪市上四条町1166番地1、1166番地2
家屋番号 1166番1
寄宿舍 木造ストレートぶき2階建
1階 88.60㎡
2階 89.43㎡
27. かがわ子ども子育て支援センター 育愛館
香川県坂出市中央町169番地1
家屋番号169番1の1
主 保育所
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建
1階 514.99㎡
2階 497.59㎡
- 符1 物置
軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 20.36㎡
- 符2 物置
軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 20.36㎡
28. かがわ子ども子育て支援センター 神愛館
香川県坂出市中央町169番地1
家屋番号169番1の2

主 乳児院
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建
1階 517.67㎡
2階 317.80㎡

符1 物置
軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 18.36㎡

29. 真愛たきやまホーム
神戸市兵庫区滝山町511番地、510番地、512番地
家屋番号511番の2
老人ホーム
鉄骨造陸屋根6階建
1階 534.15㎡
2階 767.45㎡
3階 804.20㎡
4階 804.20㎡
5階 771.20㎡
6階 668.33㎡

30. ぶどうの木保育園
八幡市男山美桜6番地5
家屋番号6番5の2
保育園
鉄骨造陸屋根合金メッキ鋼板ぶき2階建
1階 762.68㎡
2階 355.21㎡

31. のぞみ保育園
神戸市須磨区西落合七丁目1番地2
家屋番号 1番2
主 園舎
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 51.00㎡
家屋番号 1番2の2
保育所
鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下1階付2階建
1階 480.50㎡
2階 468.00㎡
地下1階 217.14㎡

32. ガーデンエル・ガーデンロイ
東大阪市上四条町2207番地、2225番地、2224番地、2223番地
家屋番号 2207番
主 児童養護施設 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 347.35㎡ 2階 165.62㎡
符1 児童養護施設 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 269.14㎡ 2階 160.11㎡
符2 乳児院 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 441.35㎡ 2階 199.46㎡
符3 児童養護施設 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 35.14㎡ 2階 33.26㎡
符4 物置 コンクリートブロック造合金メッキ鋼板ぶき平家建 11.18㎡

33. 二宮保育園
神戸市中央区二宮町一丁目311番地2
家屋番号 311番2
保育所
鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
1階 352.34㎡
2階 367.22㎡
3階 153.92㎡